

砺波市砺波駅自由通路広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、砺波市広告掲載要綱（平成24年砺波市告示第3号。以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき砺波駅自由通路（市道山王町表町歩行者道線）に掲載する広告の取扱いに関して、要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格)

第2条 広告の規格は、縦103センチメートル、横73センチメートル以内とする。

(広告の掲載位置及び枠数)

第3条 広告の掲載位置は、砺波駅自由通路の壁面とし、広告の枠数は、7枠とする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は1箇月を単位とし、12箇月を限度に連続して掲載することができるものとする。ただし、市長が認めたときは1箇月に満たない期間掲載することができる。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料は、1枠につき1箇月当たり月額10,000円とする。ただし、前条ただし書きに規定する掲載料は、10,000円を30で除した額に掲載する日数を乗じた額（1円未満は切り捨てる。）とする。

(広告掲載料の免除)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、広告掲載料の全額又は一部を免除することができる。

(1) 国又は地方公共団体が、公共の目的のために広告を掲載するとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めたとき。

(掲載の申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、砺波市砺波駅自由通路広告掲載申込書（様式第1号）に掲載しようとする広告のデザインの案を添えて、市長に提出するものとする。

2 申込者は、市が自己の市税等の納付状況を調査することに同意するものとする。

(掲載の可否の決定)

第8条 市長は、前条の申込書を受理したときは、その内容を審査して掲載の可否を決定し、砺波市砺波駅自由通路広告掲載決定通知書（様式第2号）又は砺波市砺波駅自由通路広告掲載不可決定通知書（様式第3号）により、申込者に通知するものとする。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。